

令和7年 第2回

教育委員会定例会会議録

令和7年2月10日（月）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2653号
令和7年第2回定例会

日 時 令和7年2月10日(月) 午前10時00分 開会

場 所 港区役所7階 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	浦 田 幹 男
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	鈴 木 令 奈
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	中 村 博

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	山 本 睦 美
	学校教育部長	吉 野 達 雄
	教育長室長	野 上 宏
	生涯学習スポーツ振興課長	中 林 淳 一
	図書文化財課長	齊 藤 和 彦
	学 務 課 長	鈴 木 健
	教育人事企画課長	大久保 和 彦
	教育指導担当課長	清 水 浩 和

「書 記」	教育総務係長	若 木 康 治
	教育総務係	畝 目 雄 太

「議題等」

日程第1 会議録の承認

第2642号 第9回定例会(9月9日)

日程第2 審議事項

- 1 「東京・ミュージアムぐるっとパス2025」への港区立郷土歴史館の参加について
- 2 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第3 協議事項

- 1 教育管理職の任命内申について(非公開)

日程第4 報告事項

- 1 令和7年度港区一般会計予算案(教育関係)について
- 2 令和6年度港区教育委員会表彰被表彰者について
- 3 遊び場開放事業の拡充について

- 4 区立幼稚園の令和7年度学級編制の状況について
- 5 令和7年度入学式・入園式「お祝いの言葉」について

「開会」

○教育長 ただいまから令和7年第2回港区教育委員会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。本日の署名委員は田谷委員にお願いをいたします。よろしくお願いいたします。

○田谷委員 了解いたしました。

「本日の運営」

○教育長 まず、本日の運営についてお諮りいたします。

日程第3「協議事項」第1「教育管理職の任命内申について」、この案件につきましては、港区教育委員会会議規則第13条第2項の規定に基づき非公開といたします。ご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、協議事項第1については、港区教育委員会会議規則第13条第2項の規定に基づき非公開といたします。

日程第1 会議録の承認

第2642号第9回定例会(9月9日)

○教育長 日程第1「会議録の承認」に入ります。お手元の議事日程に記載をした会議録につきまして、承認ということよろしいでしょうか。

(異議なし)

○教育長 それでは承認することに決定をいたしました。会議録につきましては、公開に向け速やかに準備を進めてまいります。

日程第2 審議事項

1 「東京・ミュージアムぐるっとパス2025」への港区立郷土歴史館の参加について

○教育長 それでは、日程第2「審議事項」に入ります。審議事項第1、議案第8号『「東京・ミュージアムぐるっとパス2025」への港区立郷土歴史館の参加について」説明をお願いいたします。

○図書文化財課長 ただいま議題となりました議案第8号『「東京・ミュージアムぐるっとパス2025」への港区立郷土歴史館の参加について」ご説明いたします。本日付議案資料No. 1を御覧ください。

「審議内容」です。港区立郷土歴史館の新たな来館者の獲得及び認知度向上のため、「東京・ミュージアムぐるっとパス」に参加します。

項番1「参加理由」です。「東京・ミュージアムぐるっとパス」は、首都圏を中心とした美術館・博物館・動物園などの103施設において利用できるチケットで、広く都民及び東京を訪れる

人等に芸術文化に親しむ機会を提供することで、回遊性に優れ、新たな需要の開拓に寄与することができます。

港区立郷土歴史館の継続的な利用者の増加、新たな来館者の獲得及び認知度の向上につなげるため、令和7年度から「東京・ミュージアムぐるっとパス」に参加します。

項番2「期間及び利用回数」は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までのうち2か月間有効となりまして、各施設で1回のみ使用可となります。

項番3「対象」は、郷土歴史館の常設展、企画展、特別展です。

項番4「観覧料の取扱い」についてですが、「東京・ミュージアムぐるっとパス」購入者は、期間中1回、郷土歴史館の常設展、企画展及び特別展の観覧料を免除することといたします。

「東京・ミュージアムぐるっとパス」の規約に基づきまして、「東京・ミュージアムぐるっとパス」の収益に関しましては、来館者数に応じて按分されて、後に区の歳入となります。

項番5「今後のスケジュール」についてですが、令和7年4月から参加するように調整をさせていただきます。

説明は以上です。よろしくご審議の上ご決定くださいますよう、お願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは採決に入ります。議案第8号について、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第8号については原案どおり可決することに決定しました。

2 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○教育長 次に審議事項2、議案第9号「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」説明をお願いいたします。

○教育人事企画課長 それでは「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。資料の構成は、条例の案文、条例の新旧対照表、最後に今回の改正内容の説明資料になっております。

それでは一番後ろの資料No. 2-3を御覧ください。こちらを使用して内容をご説明いたします。

初めに項番1「背景」についてです。近年、複雑・高度化する行政課題に対応するため、高年齢層職員の能力及び経験の活用が進められてきております。国では、定年前の職員と同様に、再任用された職員が公務上の必要により転居を伴う異動を行う場合があるなど、再任用制度創設時には想定されていなかった人事運用の変化が生じています。こうした状況を踏まえ、給与面でもさらに支援する必要があるとした上で、現在支給されていない手当の中で異動の円滑化に資するものとして、住居手当を新たに支給することとしました。特別区においても国の給与制度との均衡等を踏ま

え、高年齢層職員の能力及び経験の活用を図るため、支給要件を満たす再任用職員に対して新たに住居手当を支給することとします。

次に項番2「改正内容」についてです。支給要件を満たす定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し住居手当を支給するため文言を改正します。

次に項番3「施行期日」についてです。施行期日は令和7年4月1日です。本日、教育委員会においてご審議のうえ議決していただいた場合、当改正条例案を令和7年第1回港区議会定例会に提出させていただく予定です。

最後に、今回の条例改正につきましては区長部局の職員の給与条例等の改正と同じ表現とすることを前提と考えております。区長部局での検討によっては、本日ご提出している改正案文の表現から多少の修正をお願いすることもあります。その際は修正を改めてご報告させていただきます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上ご決定くださいますよう、お願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

○中村委員 「支給要件を満たす」とありますが、支給要件とは何ですか。

○教育人事企画課長 様々な要件がございますが、例えば「自ら居住するための住宅を借り受け、月額2万7,000円以上の家賃を払っている」等がございます。

○中村委員 今言われた条件を満たす定年前再任用短時間勤務職員と暫定再任用職員と書いてあるのですが、この二つの職員で今の要件を満たす人が住居手当をもらえるようになる、そういうことですか。

○教育人事企画課長 そのほかの条件もございますが、条件を満たしている方が支給されるということになります。

○中村委員 その要件というのは、今、色々な要件があると言われましたが、全部それは「かつ」要件ですか、それとも「or」要件ですか。要するに、全部満たさなければいけないのか、あるいは1個でも満たせばいいのか、どちらですか。

○教育人事企画課長 全て満たす人です。

○中村委員 全て満たす人。では、今のお話を聞くと、金額的な要件だということですね。

○教育人事企画課長 そのほかとして、「独立した世帯を形成している」、それから、「主としてその収入によってその世帯の生計を支えている」、「公舎等に入居していない」「住民票上の世帯主、またはこれに準ずる者である」などがございます。

○教育長 それに、金額もあるということだよね。

○中村委員 金額もあるということですね。借りた場合は2万7,000円以上と。分かりました。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

○山内委員 念のための確認ですが、この条例の新旧対照表を見ると、要は今までは条例11条、12条及び14条の規定は再任用職員には適用しないとなっていたものが、14条が外れて、11条、12条の規定は適用しないというふうになるということですが、せっかくなの

で11条と12条と14条はそれぞれ何が規定されているのかということをお教えいただけますか。

○教育人事企画課長 11条、12条が扶養手当でございます。14条が住居手当になります。

○教育長 よろしいですか。

○山内委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは採決に入ります。議案第9号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第9号については原案どおり可決することに可決いたしました。

日程第3 協議事項

1 教育管理職の任命内申について（非公開）

○教育長 次に、協議事項第1「教育管理職の任命内申について」説明をお願いしますけれども、これは非公開での審議になります。

(非公開協議)

日程第4 報告事項

1 令和7年度港区一般会計予算案（教育関係）について

○教育長 それでは次に日程の第4「報告事項」に入ります。初めに報告事項第1「令和7年度港区一般会計予算案（教育関係）について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 それでは報告資料のNo. 1を御覧ください。ご報告の内容は、「令和7年度港区一般会計予算案（教育費）について」でございます。

項番1「令和7年度予算案の概要」です。港区では令和7年度予算を、「一人ひとりの暮らしを大切に、希望あふれる未来へ進む予算」として編成いたしました。令和7年度の一般会計予算は、過去最大の当初予算規模となる2,043億2,000万円となりました。一般会計予算のうち教育費は265億3,625万7,000円、13%となり、前年度と比較いたしますと4,595万9,000円、0.2%の増となります。

また、目的別歳出内訳の中で、民生費、総務費、土木費に次いで4番目に多い予算額となっております。

教育費の内訳を人件費、事業費、工事請負費に分けてお示ししておりますので、ご参照いただきたいと思います。

項番の2「新規・臨時・レベルアップ事業について」です。令和7年度の教育委員会事務局の新規事業は1事業、臨時（新規）事業は5事業、臨時（継続）事業は15事業、レベルアップ事業は

17事業を計上し、計38事業の当初予算額合計額は89億4,780万4,000円となり、教育費の予算合計のうち33.7%を占めております。新規・臨時・レベルアップ事業の一覧については、表に記載のとおりですのでご参照ください。

次ページ以降には、財政課のまとめた令和7年度当初予算案の概要、それから当初予算に計上している新規・臨時・レベルアップ事業についての一覧が付いてございますので、ご参照いただければと思います。

4ページ以降については、教育費に関する前年度の当初予算との比較を載せておりますので、こちらもご参照いただければと思います。

説明は以上となります。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

2 令和6年度港区教育委員会表彰被表彰者について

○教育長 それでは次に、報告事項の第2「令和6年度港区教育委員会表彰被表彰者について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 それでは報告資料のNo. 2を御覧ください。令和6年度港区教育委員会表彰被表彰者を決定いたしましたのでご報告をいたします。

まず項番1「概要」です。教育委員会では、区内在住または在学の幼稚園から高校生までの児童・生徒を対象に、東京都大会規模以上の行事で優秀な成績を収めた場合に、表彰を行ってございます。

項番2「被表彰者」です。令和6年度の被表彰者の人数については、2月10日現在、個人が131人、団体が29団体でございます。個人表彰の内訳については記載のとおりです。

項番3「港区教育委員会表彰基準」につきましては13ページに記載がございますのでご参照いただければと存じます。

続きまして、項番4「表彰内容」です。表彰状及び記念品の授与を考えております。記念品については記載のとおりでございます。

項番5「表彰式」です。開催日時は令和7年3月1日土曜日、午後2時から3時30分までの予定で、赤坂区民センターで行いますのでよろしくをお願いいたします。

説明の方は以上となります。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、3月1日はどうぞよろしくをお願いいたします。

3 遊び場開放事業の拡充について

○教育長 次に、報告事項の第3「遊び場開放事業の拡充について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは「遊び場開放事業の拡充について」、本日付資料No. 3を御覧ください。本件は、遊び場開放事業につきまして令和7年度から新たなイベントの実施また

事業名の変更、一部の学校施設において利用対象者を高校生まで拡大することによって事業の充実を図ることについてご報告をさせていただくものです。

まずは項番の1「事業の概要と課題」についてです。遊び場開放は、スポーツ団体等に学校の校庭や体育館を貸し出しております学校施設開放とは別に、区立小学校の校庭あるいは体育館を子どもたちが安全に体を動かす遊び場として開放しておる事業でございます。通学域内に在住する小学生以下の子どもを対象としておりまして、各小学校で土日・祝日、夏季、春季の長期休業期間のうち年10回程度、資料記載のいずれかの時間で実施しております。

表にまとめました事業実績のとおり、学校施設開放の登録団体、利用頻度の増加等によりまして、令和5年度以降、遊び場開放の実施回数、参加者数が減少しております。一方で、子どもにとって身近な場所である学校で安全に体を思いっきり動かして遊ぶ機会の充実というのは必要であると考えておりまして、そのためには、表にある令和元年度、2年度程度の実施回数をしっかりと確保しまして、多くの子どもが来てくれるよう、運営を工夫していきたいと考えております。

また、小学生だけではなくて、中学生や高校生につきましても、本格的にスポーツをするための運動場ですとかアリーナとは別に、身近なところで気軽に運動ができる場が欲しいといったような意見もあることから、そうした場所の確保も必要と考えております。

次のページで、項番2を御覧ください。遊び場開放事業の課題を踏まえました今後の事業充実に向けた取組についてのご説明となります。

まず(1)「新たなイベントの実施」についてです。なるべく多くの子どもに来てもらえるように、これまで開放時間の中で昔遊び、けん玉ですとか竹馬などの体験イベントというものを実施してまいりましたが、年々効果が薄れてきているといえますか、やはりマンネリ化しているような状況もございます。令和7年度からは、昔遊び一辺倒ではなくて、子どもの興味を引く様々なイベントを取り入れることで事業の魅力を高めて、多くの子どもが遊び場開放に来て運動するきっかけづくりを進めていきたいと考えております。

イベントの一例として先日実施したものをご紹介しますが、スポーツブランドのNIKE等が開発した子どものための運動遊びプログラム、「JUMP-JAM」と書いてジャンジャンと読みますけれども、それを1月25日に本村小学校で実施いたしました。25名の児童と付き添いの保護者などが一緒にゲーム形式で体を動かしまして、楽しく遊びました。子どもにとって相当な運動になっておりまして、全員が「楽しかった」と言ってくれましたし、保護者の方からも「非常に子どもたちが楽しそうに体を動かした」と。インストラクターが上手だったということもありますが、非常に自然な形でワイワイ言いながら体を動かしていたということで、保護者の印象も非常に良かった事業となりました。このような仕掛けを積極的に取り入れていきたいと考えております。

(2)「事業名の変更」についてです。親しみやすく、行ってみたいと思える事業とするためには、現在の「遊び場開放事業」はちょっと堅苦しいような名前ですので、令和7年度から「みんなとジョイスポ事業」という事業名に変更いたします。楽しむという意味の「ジョイ」に、運動とい

う意味の「スポーツ」、あるいは場所という意味の「スポット」、二つの「スポ」をくっつけた言葉です。

(3)「利用対象者の拡大」についてです。来年度から本事業の対象者に中学生、高校生を追加いたします。令和7年度は白金の丘学園で中高生を対象とした開放を試行的に実施いたしまして、その結果等を踏まえて他校への拡大について検討していきたいと考えております。試行実施に当たりましては、利用者の安全などを考慮いたしまして、小学生以下の子どもを対象とした開放とは時間帯を分けて行いたいと思っております。

最後に、項番の3「今後のスケジュール」です。今年度内に事業名や対象者の変更について事業の実施要綱の改正を行った上で、4月から新たな名称で事業を展開していきます。また、令和7年度の前半には白金の丘学園で中高生を対象とした試行的な開放を実施いたしまして、その後の展開について検討していきたいと考えております。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○中村委員 この事業は、生涯学習スポーツ振興課が主催して行うということなのですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 生涯学習スポーツ振興課の事業として、年に、各学校で10回程度、遊び場開放をする枠として校庭、体育館をお借りして実施しております。

○中村委員 各校10回程度ということですから、小学校は19校あるのですか、ということは単純計算すると190回になるのですが、そういう意味で減ってきているという意味と理解していいですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 年に各10回程度と申し上げましたが、委員ご指摘のとおり、また資料でも記載のとおり、学校施設開放の枠というのが団体の増加とともにどうしても増やさざるを得ないというような事情もありまして、その分遊び場開放の機会が少し減っているというような状況になっています。

○教育長 平均すると10回に達していないということですか。

ということは、減っているのは、場所として確保ができないという物理的な理由ということですか。場所はあるのだけれども回数をあえて減らしているのではなくて、やろうにもちょっと時間枠が取れないというのが減っている理由ということですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 ご指摘のとおり、学校施設開放とのバランスで実施回数が減ってきている、学校との調整の結果も踏まえて場所が取りづらくなっているというような状況はあります。

○中村委員 分かりました。

○教育長 回数も減っているし1回当たりの人数も減ってきているということだよね。両方ということか。

○生涯学習スポーツ振興課長 はい、参加者も減っています。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

○鈴木委員 お伺いしたいのですが、これは何をしてもいい、場所だけ開放するというようなシステムになっているのでしょうか。

というのは、1回当たり10人くらいしか来ないのに、わざわざその枠をたくさん設けて、施設開放で取れないような団体が多い中でこれを拡大していく方向に持っていく方がいいのか、または学校施設の開放の団体に枠としては広げていった方がいいのかというのはバランスを考えなければいけないと思うので、1回当たり今10人くらいしか来ていない方々のために3時間とかを空ける枠が何か毎回毎回イベントがあってやっていらっしゃるのか、ただ、「はい、場所をどうぞ」というふうにやっているのかということをお伺いできればと思います。

○生涯学習スポーツ振興課長 まず、これまでのやり方ですが、基本的にこの日のこの時間、この学校の校庭を開放していますのでぜひ遊びに来てくださいというものでして、そこに来てどんな遊びをしても自由という形になっています。集客のためのイベントについては、毎回、どの学校のどの遊び場開放の枠でも実施している訳ではなくて、各学校、年に10回程度開放する中で、1、2回程度でイベントを行っております。

今、委員ご指摘のとおり、これだけ1回当たりの人数が少ない中で今後拡充の必要があるのかというところですが、やはり遊び場開放に来てくれた子どもたちを見ていると非常に楽しく体を動かしており、事業としては、元気に体を動かして子どもの健康にもつながるような事業として非常に有用だとは思っておりますので、せっかく実施するからにはたくさんの子どもの子どもに来てもらって、そういう機会をどんどんつくってあげたいというところから拡充したいと考えておりますけれども、今申し上げた、各学校年1、2回程度のイベントだけではなかなか魅力を感じてもらえないのかなというところもありますので、もっとイベントの数を増やして、まずは来てもらう。来た中で楽しく体を動かしてもらうといったことにつなげていきたいと考えております。

○教育長 よろしいでしょうか。

ほかは、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それではこの報告は以上とさせていただきます。

4 区立幼稚園の令和7年度学級編制の状況について

○教育長 次に、報告事項第4「区立幼稚園の令和7年度学級編制の状況について」説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは「区立幼稚園の令和7年度学級編制の状況について」ご報告いたします。資料No. 4を御覧ください。園児募集結果を踏まえまして、区立幼稚園の令和7年度の学級編制の状況についてのご報告でございます。

項番1「区立幼稚園の令和7年度学級編制」につきましては、3歳児で14学級、4歳児14学級、5歳児15学級、合計43学級となっております。内訳は別紙に記載のとおりとなっております。

項番2「本村幼稚園の対応」についてです。経緯でございますが、12月9日開催の本委員会におきまして一斉募集の状況についてご報告させていただいたとおり、本村幼稚園の4歳児については「園児募集の停止についての考え方」に定めるところの1年目に該当しておりました。そのため、令和7年度入園募集では、応募人数が10人未満であった場合には令和7年度の4歳児学級は編制しないこととし、応募に当たってはその条件をあらかじめ周知した上で募集を行ってまいりました。また、見極めのために、11月の一斉募集期間が経過した後も本年1月末まで期間延長し、応募の働きかけを行ってきたところでございます。

(2) その結果と対応でございます。結果的に令和7年度の本村4歳児応募人数は、令和7年1月末時点で5人であったため、基準どおり令和7年度の4歳児学級は編制せず、5歳児学級のみで運営することとします。また、令和7年度末の新5歳児の修了をもって本村幼稚園は休園となります。なお、本村幼稚園4歳児にご応募いただいた方には、他の区立幼稚園等への入園を案内しております。

ご報告は以上となります。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

ご承知のように、3歳児を見てみると183人ということで、昨年度の4歳時に比べてさらに減少している状況がございます。既にお話してあるように、今後の幼稚園の在り方ということで、公私立、そして一般の方、公募も含めた会議を2月6日の日に開きましたけれども、その状況を少し、1回目の状況を含めて説明をしてもらえますか。

○学務課長 今ご説明がありましたとおり、6日に第1回を開催してございます。考え方としては、以前ご報告させていただいたとおり、区立・私立ともに幼稚園教育振興を図る具体的な施策を検討する場ということで設けたものでございます。第1回目においては、まずは参加者の方々がどういうテーマについて今後議論していきたいのかということ、限られた時間でしたが意見出しをしていただいたところでございます。主な意見としましては、預かり保育について充実という意見も多うございましたけれども、それ以外にも、そもそも前提として、子どもにとって最適な幼児教育の在り方は何であるのかという意見であるとか、あるいは幼稚園施設の地域における活用という意見であるとか、あとは、幼児教育の初期段階で英語教育をする、早期教育をすることの是非というような意見など、様々なお立場での意見が出されたところでございます。

○教育長 ありがとうございます。

今後また日程を、回を重ねていくごとに色々議論が出てきて、9月に中間の報告みたいな形で出す予定ですので、その都度、その状況についてはまた皆さんの方にご報告をさせていただければと思います。

5 令和7年度入学式・入園式「お祝いの言葉」について

○**教育長** 次に、報告事項の第5になります。「令和7年度入学式・入園式『お祝いの言葉』について」説明をお願いいたします。

○**教育指導担当課長** 私の方からは「令和7年度入学式・入園式『お祝いの言葉』について」報告をさせていただきます。資料No. 5の2枚目を御覧ください。

まず幼稚園の入園式についてでございます。内容といたしましては、まず、園長先生含めて、子どもたちに向かって、約束してほしいことという形での言葉、そして保護者への御礼、またご支援の依頼の話、さらに、港区で行っているネイティブティーチャーの配置などの施策等の話をして、最後、改めてのご理解、ご協力、ご支援のお願いをして終えているものでございます。

続きまして、小学校入学式のお祝いの言葉でございます。こちらの方も、自分でできることは自分です、小学校に入ってから生活のこと、また学校での学習のこと、そして自ら進んで動き、できることをどんどん増やしてほしい旨のメッセージを伝えます。さらに、港区の教育委員会で行っている「プレクラス制度」のことについて保護者と地域への説明をした上で、また教育活動へのご理解とご協力をお願いする形で締めております。

続きまして、中学校のお祝いの言葉でございます。中学校のお祝いの言葉については、2点、子どもたちに対して伝えること。一つ目は、本気でやりたいことを見つけ、粘り強く取り組むこと。そしてもう一点は、どんなことにも積極的にチャレンジすること。こちらのことを中学校の中の生活、友人、仲間との切磋琢磨などを含めて積極的にチャレンジして成長につなげていってほしい旨の話をし、保護者の皆様へのご挨拶、地域の皆様へのご理解とご協力をお願いする形で文章を終えているところでございます。

報告は以上でございます。

○**教育長** ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○**中村委員** 中学校の挨拶文なのですが、一つ目と二つ目、二つに分けて書いているのだけれども、どうなのですかね。似ているというか、同じことを結局言っているのではないのかなみたいな感じがちょっと。

私も今見てさっと読んだだけなのであれなのですが、重なっているところが多そうな気もして、この二つを別々に挙げるのがどうなのでしょう。もっと別のものを1個持ってきた方がよさそうな、そんな感じもするのですが、いかがですか。

○**教育指導担当課長** 一つは、大きなところで言うと、しっかりとやりたいこと、自分が目指していく方向性というところは似ている部分はあるかもしれませんが、ただ、一つ目のところについては、しっかりと切磋琢磨したり、一緒に友達と、要するに仲間と一緒に進めていくというところ。また、粘り強く取り組むというところについては、チャレンジというよりもしっかりと道筋を考えながら進めていくというところが二つ目のところと違うところ。二つ目に関しては、どんなことにもチャレンジ、とにかく向かっていくというところ、ここのところで二つ分けて話をさせていただいているところなので、子どもたちにはここの部分は響いてくるのではないかなというふうに捉えているところでございます。

○中村委員 要するに二つ目の部分は入口の話で、入口は、自分があまり興味がないなと思ったことであっても取りあえずやってみようという、そういう意味での積極さ。取りあえず入って行けと。入っていった後は自分で見つけたいものを見つけたら一つ目のところの粘り強くやっていけと。そういう意味で分けているということですか。

それは、一つのことでばんと言った方が筋が通るような気がするのですが、どうなんだろう。

分かりました。趣旨は分かりました。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。今、皆様、初めて見たというところもありますので、もしまたお気づきの点があれば話をいただければと思います。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

一応これを基本に進んでいくということだよ。また意見があれば、反映させられるところは反映していくということですね。

○教育指導担当課長 はい。また検討させていただきます。

○教育長 お願いをしたいと思います。

本日予定している案件は全て終了しましたが、委員または説明員の皆様から、その他、何かございますでしょうか。

「閉会」

○教育長 なければ、これをもちまして閉会といたします。

今回は臨時会ということで、今月26日水曜日になります。お休みの関係で水曜日午前を予定しておりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。お疲れさまでした。ありがとうございました。

会議録署名人

港区教育委員会教育長 浦田 幹男

港区教育委員会委員 田谷 克裕